

海老川上流地区まちづくり調整会設置要綱

(設置)

第1条 海老川上流地区まちづくりは、本市の最重要施策であり、遅滞なく確実な実施が求められていることから建設局内において事業の円滑な実施に向けた調査・検討を行うため、海老川上流地区まちづくり調整会（以下「調整会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 海老川上流地区（別添区域図）のまちづくり全般に関すること。
- (2) 海老川上流地区で施行する組合施行の土地区画整理事業に関すること。
- (3) 海老川上流地区において土地区画整理事業を施行しない区域のまちづくり手法に関すること。
- (4) メディカルタウン構想の実現に向けた検討に関すること。

(組織)

第3条 調整会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長等)

第4条 会長は都市計画部長とし、副会長は都市政策課長とする。

- 2 会長は所掌事務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会の会議は、必要のつど会長が招集する。

(事務局)

第6条 調整会の事務を処理するため、都市計画部都市政策課に事務局を置く。

附則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。

別表

都市計画部長、都市政策課長、都市計画課長、都市整備課長、公園緑地課長、道路計画課長、道路建設課長、下水道河川計画課長、下水道河川管理課長、河川整備課長、宅地課長
